

(別表) 水質浄化実践活動に対する助成対象事業及び助成基準等

区分	事業内容	助成基準等			備考
		対象	限度額	対象経費	
環境保全推進員育成研修事業	環境保全推進員が行う研修会	環境保全推進員で構成する団体	30,000 円 / 1回開催	・会場借上料 ・印刷費(資料等購入費) ・その他必要な経費	助成額は、限度額と対象経費を比較して、そのいずれか少ない方の額とする。
水辺教室等開催事業	水質浄化意識の高揚を図るため、協議会加盟団体等が行う水質・水生生物等の調査・観察	協議会加盟団体及び流域市町が指定する学校のクラブ、子供会等の団体	30,000 円 / 1回開催	・資材購入費 ・その他必要な経費	
児島湖及び先進地視察調査事業	協議会加盟団体等が行う児島湖や水質問題が活発と認められる先進地への視察調査	協議会加盟団体及び流域市町が指定する団体	85,000 円 / 1回開催	・バスの借上料 ・その他必要な経費	
生物利用水質浄化施設等設置事業	協議会加盟団体等が行う浮き花壇、漁礁等の生物の力を利用した水質浄化施設等の設置	協議会加盟団体及び流域市町が指定する団体	100,000 円 / 1団体	・資材等購入費 ・その他必要な経費	
水質浄化施設等管理事業	協議会加盟団体等が行う水質浄化施設等の維持管理	協議会加盟団体及び流域市町が指定する団体	30,000 円 / 年	・補修資材等購入費 ・その他必要な経費	
児島湖流域環境美化推進実践活動	協議会加盟団体等が行う児島湖及び流域河川の清掃活動、並びに水質浄化のためのリサイクル活動	協議会加盟団体及び流域市町が指定する団体	30,000 円 / 年 ※ ただし、年間の延べ参加人数が 100人以上の場合は 50,000 円 / 年	・資材購入費 ・その他必要な経費	
水質浄化実践モデル事業	協議会加盟団体等が行う上記以外の水質浄化実践活動で、特にすぐれていると代表理事が認める活動	協議会加盟団体及び流域市町が指定する団体	※ その都度決定		